



令和 4 年 (ネ) 第 3 5 1 号 損害賠償請求、所有権移転登記手続請求控訴事件
控訴人兼被控訴人 渋谷 貢 他 2 名
被控訴人兼控訴人 澁谷 徳 雄

陳 述 書

令和 5 年 6 月 1 5 日

東京高等裁判所第 1 民事部 御中

長野県下伊那郡阿智村智里 3 6 4 3 - 1

熊谷章文 

1. 渋谷建典氏と私の父の関係について

私、熊谷章文の父典章(ツネアキ)は、渋谷建典氏と小中学校の同級生でありました。学校火災における改築工事に中学生が駆り出され、勉強する余裕などなかったが、建典氏は、頭が良かったと聞いております。当時の渋谷薫氏と建典氏は、植林を生業としていまして、私の山も、一部植林してくれたと父から聞かされています。その様な関係で、無断伐採された土地が建典氏の土地であるのを知っていましたし、澁谷緑氏が青木屋(釣り堀飲食店:叔父渋谷秀逸経営)に来られた時に、叔父秀逸から「この人の姑は昔こっちに住んでいたのだよ」と、紹介されています。

2. 渋谷貢氏と平川文男氏の関係について

渋谷貢氏の姉が、韓国籍である平川氏と結婚していたこと、そして、二人の住居が智里4083-9付近に在ったことも知っておりました。また、昭和34年頃、平川成泰氏の住居の横に別の建物が在りまして、その建物には、私の同級生である清水三次氏(韓国籍)ら家族(5名)と、もう一組の家族が間借りをしていました。平川文男氏は覚えていませんが、たしか、私より一つ下とその下に二人の弟さんが居られたと思いますが、私が小学校 5 年の頃には、すでに文男氏も弟さんたちも居なかったです。

3. 無断伐採を知った経過

平成28年冬頃ですが、当該土地の植林木が伐採されたことは、長男章吾が付近を走行中に発見し、「車が通れなかった」と伝えられたことで知ったのですが、その時には、叔父渋谷秀逸氏から、当該土地を花桃祭りに使用したいとの話を聞いていたので、叔父の指示で伐ったと考え、当時の自治会長であった熊谷好泰氏に連絡を取ったところ、好泰氏から、「去年は俺が自治会長だったが、障害木補

助金申請が出されたので、村に申請したところ、「地主が違う」として却下された」との話がありました。私も建典氏の土地で、建典氏が植えた木だと考えていたもので、もう少し様子を見ると好泰氏に伝えています。

4. 村長との懇談の経過

平成29年3月頃、好泰氏から「地主が見つかった」「村長に話を聞きたいと地主が言っているので、建設農林課の市村職員に設営をお願いした」との連絡が入りましたので、「私が地主を案内する」「村長に伐採された経過を聞いてみます」と、好泰氏に伝えています。

5. 村長の対応

村長との懇談に参加したのは、澁谷徳雄氏・澁谷緑氏、熊谷秀樹村長、市村職員でしたが、村長が「前の自治会長の熊谷好泰さんをお願いします」と市村職員に指示したことで、20分後くらいに、好泰氏が合流しました。村長は、「智里西製材クラブが伐ったと聞いているが、詳しいことは分からない」と話されたので、市村職員に、「伐採された樹木の調査をお願いしたい」と話したところ、村長はその席で、市村職員に調査を指示しております。好泰氏は、「昨年申請した障害木補助金申請は地主が違うと却下されていますけど」と質問されましたが、村長は何も答えず、「私には良く分からないので」と、あいまいな返答に終始されました。やむを得ず、「熊谷秀二自治会長を呼んで、事情を聴いていただけますか？」と、村長にお願いし、「その様子を徳雄さんに伝えると言うことで今日のところはよろしいでしょうか」と、了解していただきました。その後、熊谷秀二自治会長を呼んで話を聞きましたとの返答を村長からいただきましたので、それを文書化してくださいとお願いしています。(添付書類1)

6. 障害木補助金申請書受理の事実

熊谷好泰自治会長が申請した、障害木補助金申請書は、「地主が違う」との理由において、村長が却下されています。その翌年、熊谷秀二自治会長が、全く同じ障害木補助金申請書を村長に提出し、村長はその申請書を受理され、しゅん工検査を行った後に、補助金が智里西自治会に支払われ、渋谷晃一氏がその全額を受け取っていますが、実際には、熊谷秀二自治会長が申請したことでなく、熊谷時雄(物故者)自治会会計が、岡庭一雄元村長を連れ立って建設農林課に乗り込み、「この申請書で補助金を支払え」と、櫻井建設農林課長を恫喝したことから、熊谷秀樹村長はそれに応じて、補助金の支払いを決めています。これらの経過については、当時の勝野公人議員と吉川優議員が、議会の質問において追及しています。(添付資料2の1、の2)

7. 私が、澁谷徳雄さんから購入した三筆の土地(4082一番6、4082番16、4082番22)について

平成30年12月、熊谷秀樹村長、吉川優議員との三人で懇談しておりますが、その時に、「役場には不審な契約書がいっぱい有る」と、熊谷秀樹村長が話されたことで、それらの契約書の写しを開示請求できないかとお願したところ、「熊谷さんには直接渡せないが、吉川議員なら渡せます」とされ、平成31年2月頃、それらの契約書が吉川議員さんを通して私の手に入りました。その中で、「甲:本谷園原財産区総代長渋谷秀逸、乙:阿智村長山内康治」との売買契約書が有ることから、また、これらの土地の所有者が、澁谷徳雄氏(澁谷ゆきゑ)であることから、この契約書の存在に不審を覚え、村長に確認したところ、「無断伐採の件で話があった時に、村では買った覚えが無いと澁谷(徳雄)さんに書面(添付書類1)にして渡しています」と話されました。無断伐採の訴訟が行われるに、徳雄さんが相続した土地が、無断で売買されていたことに驚きましたが、同時に、平成6年当時は、第三セクターにおいて智里西地区の開発(ロープウェイ・スキー場)が進められていましたので、「土地の売買は出来ない」(土地区画整理法)が、村であれば出来るのかと不審に思うと同時に、その契約書の甲が「本谷園原財産区総代長渋谷秀逸」であることに、また、本谷園原財産区との団体が存在していないこと、叔父渋谷秀逸氏が、「ゆきゑの土地」を手に入れたいとの考えを知っていたことで、これらの契約書が偽装されたのではないかと懸念を持ちました。万が一、叔父の犯行であれば、これは大変な事であると考え、徳雄さんにお話ししたところ、「とても私の手に負えない」との事でしたので、「この土地を売っていただけませんか」とお願いし、譲っていただきました。

8. 三筆の土地が村道とされている件について

ロープウェイやスキー場の開発については、開発行為に基づく土地区画整理法において、地権者組合が設立されており、現在も地権者組合は存続し、ロープウェイ基地やスキー場経営者である、阿智総合開発株式会社(現在はジェイマウンテンズセントラル株式会社)との賃貸借契約(添付資料3)を交わしております。従って、ロープウェイ基地につながる村道区分の地主も、その村道沿いの駐車場の地主も、同じ賃貸借契約を行っていますので、阿智村が当該土地を購入することは出来ません。このことは、阿智村行政に悪影響を及ぼすと考え、現在係争中であります。

9. 控訴人が和解案に含めるよう求める、4082番6、4082番16、4082番22の、3筆の土地について

控訴裁において、和解の話があると澁谷徳雄さんから聞かされ、「すべての土

地の処分」と「地元の人(控訴人含む)にお世話になりたい」が希望ですと伝えられました。令和5年2月頃、この件で、地元選出の熊谷義文議員(自治会顧問)に自宅まで来ていただき、文書(添付資料4:和解に向けて)を渡して、徳雄さんのお願いを申し入れるとともに、自治会との間に入って調整してくださいとお願いしております。こ文書の中に、4082番6、4082番16、4082番22を含んでおりますが、これらの土地については「私が購入していますが、裁判が終わって私の土地であるとなれば、これらの土地も濫谷さんの土地として、地元の方にお譲りします」と、熊谷義文議員には伝えております。

この様な経過で有りますので、和解の条件にこれら三筆の土地を含めないとしても、控訴人に不利益にならないと考えております。

添付 1

渋谷徳雄 様

ご依頼のありました件についてご報告します

■渋谷ゆきえさん・渋谷薫さん所有地について

→ 別紙

■渋谷ゆきえさん・渋谷薫さん 所有 木の伐採について

4083-2・4083-39・4083-14・4083-45番地

- ・平成29年12月10日付けで地元施行支障木等補償金の実施計画書が智里西自治会長 熊谷 秀二氏より提出。
- ・平成29年12月14日付けで阿智村より補償金交付決定の通知。
- ・平成30年3月1日付けで立木の伐採完了報告。
- ・平成30年3月7日付けで阿智村より補償金確定の通知。
- ・平成30年4月9日に補償金45,170円を智里西自治会に支払い。
- ・平成30年4月17日 村長室にて平成29年度自治会長 熊谷秀二氏に確認
戸沢部落から申請された調書をそのまま提出。管理は渋谷貢さんに任されていたと聞いたことがある。それ以上の事情は分からない。

■アーテリ一道路経過 4082-16番 221.44㎡

アーテリ一道路開設時に、本谷園原財産区として73,813円を支払っている。4082-21、4082-22番地も番地内に入っているが、買収した経緯はない。

平成30年6月29日

阿智村長 熊谷 秀 樹



020525_全協 pm1

1:53:30

勝野

支障木の補償の問題でございます。

ちょっと整理する為に確認させて頂きたいと思います。

この支障木の補償金の問題について私はこだわって、申請書の不備ならば本来その事業はやらな
いんじゃないかと。やらなければ補償金は払わないのが当然というのが私は考えていたんだけど、
産建の報告では不備だったけども支払金には間違いはなかったと、分けてという報告がありました。
あくまでも不備だったけども。ですから不備のものにお金を払うなんていうのは、そんな原因は起
こらないんじゃないかということで、議論させて頂いた経過があるんですけども、その後の村長さ
んの方から、書類も不備だったがお金の支払いも間違っておりました。事業全体が間違いでありま
した。申し訳なかったということでお詫びがあり、当時の今久留主課長、櫻井課長の方からもお詫
びがあったんですけども、それに基づいて私も定例会の時に、支払の不備があったんならばそのお
金をどうするんだってということで質問をしたんですけども、その前に確認すればよかったですけ
ど、そうすると村長さんの言っていたことと、産建の報告されたことが食い違っているんですけ
ど、いいんですかね。あくまでも産建はお金の支払いは間違いなかったと。村長さんは両方間違っ
て申し訳なかった、事業全体が間違っていましたと。こういう村長さんの言った事と産建の言った
事が、産建のみなさんそれでいいんですかね。食い違っているんですけど。ちょっとそこだけ確認。
議会もそのままになっているんですけど、議会もこの食い違いはそのままでもいいのかどうなのか。

議長

その件については委員長さんということもありますし、その後議運ということもあるので分けて
いただいて。

野村

今朝ほどその問題につきまして産建の中で協議したとことでございますが、産建といたしましては、
先ほど勝野議員の言われたように、支払については自治会の方から出たことであって、支払ったこ
とには問題がなかったと、その過程において2通りの申請書があったというのは遺憾であるという
ことで、その問題につきましては議運の方に委ねようではないかということで、産建では議運の方
にお任せしたということがありました。

その後議運の中で、協議をしました。その中で副村長さんが懲罰委員会の委員長ということで副
村長さんからお話があったんですが、これ議運の中の話しですが、課長2人係長2人職員2人の処
分をしたという報告がありました。それについて後の全協で報告をして頂けるようお願いをして
今日に至っているということでございますので、産建といたしましては議運の方へお任せしたとい
うことで、そんなような流れになってきたと思います。

ヘブンスそのはらとの契約金はどうなっているのか

確認をしていない。引き継ぎも無く、話も聞いていない

吉川 優



問 團原部落に昭和62年から支払っている補償金とは何か。また契約書はあるのか。矢澤生活環境課長 恵那山トンネル掘削により水源が枯れ道路公園が施工し水源を確保した際の特殊な補償金です。契約書は探しても見つかりませんでした。

問 ヘブンスそのはらとの契約について平成6年の契約金1千万円が飯田信用金庫駒場支店に預けられていますがその所在は確認されましたか。平成23年12月1日に、ジェイ・マウンテンズ・セントラル株式会社と賃貸契約をしています。その契約金6百万円が不明だとの話は聞いているか。村長 確認していない。引き継ぎもなく、聞いていない。

問 村長は平成29年度月川の指定管理者の解除を行うっておりませんが、この3月末をもって施設使用は終了するとしてよろしいか。また平成2年に実施された当該事業は全額国庫補助で行われた事業ではないのか。ふれあい館を團原観光有限公司、野熊の庄月川を團原の里開発株式会社、パイクランドを戸沢開発有限会社が委託するとして負担金2千万円余りを村に預けていますが、村長はその負担金の確認をしているか。この事業は過疎債とされて、智里西地区開発共同組合が平成14年までに負担金を支払ったとされているが支払いは実際にあったのか。村長 月川としては普通財産として賃貸借契約を1年ごとにしており、4月以降も契約していくつもり。事業は一般財源であり、負担金について確認はしていないし引き継ぎも無い。支払いは平成14年まで確認した。

問 智里西申請の立木伐採箇所について土地も樹木も申請地主の土地では無いが、村は補償金を払っている。このことの村長責任は、櫻井建設農林課長 地元の責任において取扱はなかった。申請の不備について確認はしていない。